

勤務時間記録に関するQ & A (ISPアプリ版)

Q1. 勤務時間記録を実施する趣旨は何か。

A1. 「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画」に基づいた具体的な取組の成果や課題を検証するために、時間外在校等時間の統計データを集めるものです。そのためには正確な記録が求められ、過少申告等はないようにしてください。

Q2. 「時間外在校等時間」とは何か。これまで使っていた「時間外勤務時間」とは違う意味なのか。

A2. これまでの勤務時間調査で使っていた「時間外勤務時間」と同じ意味です。文部科学省が使用している用語に合わせました。
ISPアプリの画面内に「時間外勤務時間」と表示されているところは、「時間外在校等時間」と同じ意味です。

Q3. 再任用短時間勤務の職員は、どのように入力すればよいか。

A3. 従事時間を「他」にして、実際の時間外在校等時間を「時間外勤務時間」に手入力してください。

Q4. 休憩時間に業務を行った場合は、時間外在校等時間に含めるのか。

A4. 休憩時間に業務を行ったために、休憩が取れなかった場合は、時間外在校等時間に含めてください。取れなかった休憩時間分を時間外在校等時間に加え、合計時間数を「時間外勤務時間」に手入力してください。
ただし、他の時間（正規の勤務時間内）に振り替えて確保できた場合は、含めないでください。

Q5. 毎朝早く学校に来て、教材研究や担任業務などを行っている教員の時間外勤務をどう考えれば良いか。

A5. 朝早くに来て通常の業務を行っている場合は、実際の始業時刻を入力してください。ただし、通勤の関係で、車が混む時間帯を避けて、早く学校に来て、コーヒーを飲んだり、新聞を読んだりして時間を過ごしている場合は、

通常の学校の始業時刻としてください。また、例えば7時に来て20分だけ業務を行い、後はくつろいでいたという場合は、通常の学校の始業時刻の20分前を始業時刻とするか、または、除外時間にくつろいでいた時間を入力してください。

Q6. 勤務時間の割り振り変更を行った場合はどうすればよいか。

A6. 割り振り変更された時間は時間外在校等時間としません。従事時間を「他」とし、手入力で修正してください。割り振り変更で短縮された日に時間外在校等時間があった場合も同様です。

Q7. 朝の挨拶指導の時間は、時間外在校等時間に含めるのか。

A7. 時間外在校等時間に含めてください。

Q8. 土曜補習や模擬試験・検定試験の監督等の時間は時間外在校等時間とするのか。

A8. 兼職兼業を申請し、手当・報酬を受け取っていることにより時間外在校等時間としません。ただし、別途に校務分掌の業務や生徒への対応等が発生し、それに対応した時間は時間外在校等時間となります。

Q9. 週休日や休日の部活動については、特勤手当をもらっているが、時間外在校等時間とするのか。

A9. 時間外在校等時間とします。

Q10. 宿泊を伴う合宿については時間外在校等時間の時間をどう考えれば良いか。

A10. 生徒の就寝時刻までと起床時刻からを原則として考えています。

Q11. 生徒引率を伴わない任意団体の仕事は時間外在校等時間とするのか。

A11. 時間外在校等時間としません。